

中山間地域等直接支払制度 の実施状況等について

平成31年2月20日

1 制度の概要

(1) 制度の概要

- 中山間地域等の**農業生産条件が不利な地域**において、**農業生産活動を通じて、農用地を維持し、多面的機能の確保を図るため**、集落協定等に基づき、**5年間以上継続して農業等を行う農業者等に対して交付金を交付**。
- 平成12年度に制度が始まり、第4期対策は平成27年度から平成31年度までの5年間。
- 平成27年度からは、法律(農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律)に基づいた、安定的な措置として実施。

(2) 制度の基本的仕組み

対象地域

- ① 「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」等によって指定された地域
- ② ①に準じて、都道府県知事が特に定めた基準を満たす地域

対象農用地

- ① 急傾斜地(田: 1/20以上、畑・草地・採草放牧地: 15° 以上)
- ② 緩傾斜地(田: 1/100以上1/20未満、畑・草地・採草放牧地: 8° 以上15° 未満)
- ③ 小区画・不整形な田
- ④ 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地
- ⑤ 積算気温が低く、草地比率の高い草地
- ⑥ ①～⑤の基準に準じて、都道府県知事が定める基準に該当する農用地

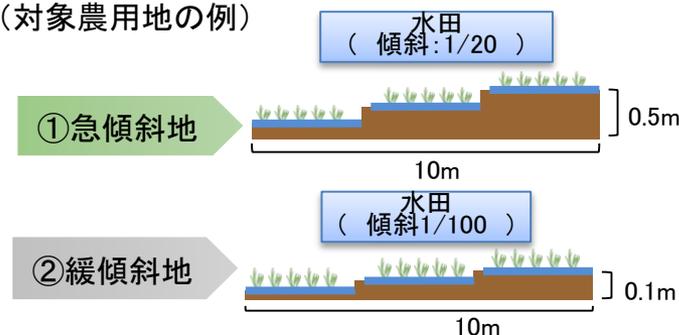
対象者

集落等を単位とする協定を締結し、5年間以上農業生産活動等を継続する農業者等

交付単価

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20～)	21,000
	緩傾斜 (1/100～)	8,000
畑	急傾斜 (15° ～)	11,500
	緩傾斜 (8° ～)	3,500

(対象農用地の例)



交付金の主な使い道



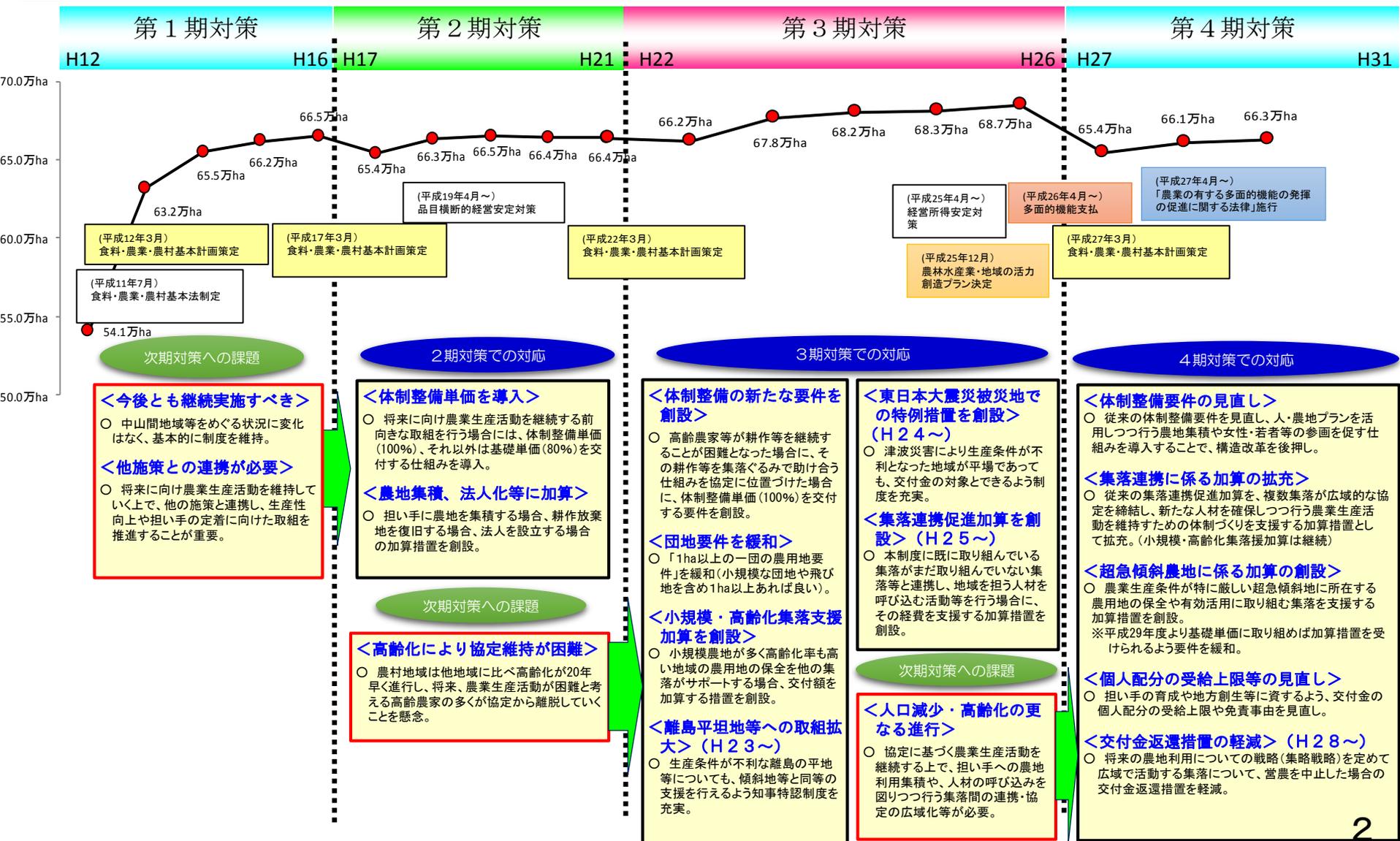
【共同利用機械による農作業】



【集落共同での水路の江ざらい】

制度のこれまでの経過

- 本制度は、平成12年度に創設して以降、5年を一期として対策を実施。
- 交付金の交付状況の点検・評価を踏まえ、時々の課題にも対応しつつ、必要な見直しを加えながら継続的に実施。
- 平成28年度から、集略戦略を作成して、広域で活動する集落について、営農を中止した場合の交付金返還措置を軽減。



次期対策への課題

<今後とも継続実施すべき>

- 中山間地域等をめぐる状況に変化はなく、基本的に制度を維持。

<他施策との連携が必要>

- 将来に向け農業生産活動を維持していく上で、他の施策と連携し、生産性向上や担い手の定着に向けた取組を推進することが重要。

2期対策での対応

<体制整備単価を導入>

- 将来に向け農業生産活動を継続する前向きな取組を行う場合には、体制整備単価(100%)、それ以外は基礎単価(80%)を交付する仕組みを導入。

<農地集積、法人化等に加算>

- 担い手に農地を集積する場合、耕作放棄地を復旧する場合、法人を設立する場合の加算措置を創設。

次期対策への課題

<高齢化により協定維持が困難>

- 農村地域は他地域に比べ高齢化が20年早く進行し、将来、農業生産活動が困難と考える高齢農家の多くが協定から離脱していくことを懸念。

3期対策での対応

<体制整備の新たな要件を創設>

- 高齢農家等が耕作等を継続することが困難となった場合に、その耕作等を集落ぐるみで助け合う仕組みを協定に位置づけた場合に、体制整備単価(100%)を交付する要件を創設。

<団地要件を緩和>

- 「1ha以上の一回の農用地要件」を緩和(小規模な団地や飛び地を含め1ha以上あれば良い)。

<小規模・高齢化集落支援加算を創設>

- 小規模農地が多く高齢化率も高い地域の農用地の保全を他の集落がサポートする場合、交付額を加算する措置を創設。

<離島平坦地等への取組拡大> (H23~)

- 生産条件が不利な離島の平地等についても、傾斜地等と同等の支援を行えるよう知事特認制度を充実。

3期対策での対応

<東日本大震災被災地での特例措置を創設> (H24~)

- 津波災害により生産条件が不利となった地域が平場であっても、交付金の対象とできるよう制度を充実。

<集落連携促進加算を創設> (H25~)

- 本制度に既に取り組んでいる集落がまだ取り組んでいない集落等と連携し、地域を担う人材を呼び込む活動等を行う場合に、その経費を支援する加算措置を創設。

次期対策への課題

<人口減少・高齢化の更なる進行>

- 協定に基づく農業生産活動を継続する上で、担い手への農地利用集積や、人材の呼び込みを固りつつ行う集落間の連携・協定の広域化等が必要。

4期対策での対応

<体制整備要件の見直し>

- 従来の体制整備要件を見直し、人・農地プランを活用しつつ行う農地集積や女性・若者等の参画を促す仕組みを導入することで、構造改革を後押し。

<集落連携に係る加算の拡充>

- 従来の集落連携促進加算を、複数集落が広域的な協定を締結し、新たな人材を確保しつつ行う農業生産活動を維持するための体制づくりを支援する加算措置として拡充。(小規模・高齢化集落加算は継続)

<超急傾斜農地に係る加算の創設>

- 農業生産条件が特に厳しい超急傾斜地に所在する農用地の保全や有効活用に取り組む集落を支援する加算措置を創設。
※平成29年度より基礎単価に取り組みば加算措置を受けられるよう要件を緩和。

<個人配分の受給上限等の見直し>

- 担い手の育成や地方創生等に資するよう、交付金の個人配分の受給上限や免責事由を見直し。

<交付金返還措置の軽減> (H28~)

- 将来の農地利用についての戦略(集略戦略)を定めて広域で活動する集落について、営農を中止した場合の交付金返還措置を軽減。

(3) 第4期対策の加算措置等

加算措置（第4期対策で拡充）

① 集落連携・機能維持加算

【集落協定の広域化支援】

複数集落（2集落以上）が連携して広域の協定を締結し、新たな人材を確保して、農業生産活動等を維持するための体制づくりを支援

地目にかかわらず3,000円/10a

【小規模・高齢化集落支援】（第3期対策より継続）

本制度の実施集落が、小規模・高齢化集落の農用地を取り込んで行う農業生産活動を支援

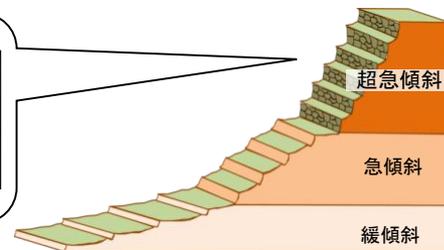
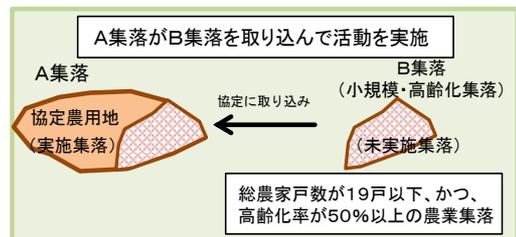
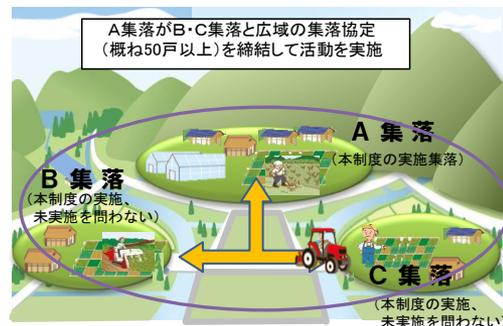
田：4,500円/10a

畑：1,800円/10a

② 超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜地（田：1/10以上、畑：20°以上）の農用地で行う保全や有効活用を支援

田・畑：6,000円/10a

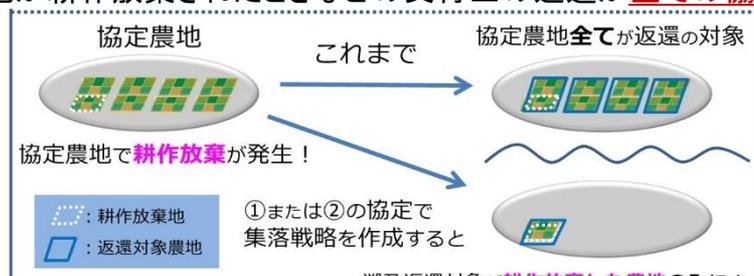


交付金返還措置の軽減（平成28年度～）

①、②のどちらかを満たしている協定は、**集落戦略**を作成することで農地が耕作放棄されたときなどの交付金の返還が**全ての協定農地**から**耕作放棄された農地**のみに緩和

①協定農地が合計15ha以上（現況でも新規統合でもOK）

②集落連携・機能維持加算に取り組んでいる



(4) 第4期対策・加算措置の取組事例

【小規模・高齢化集落支援】

しだにお

○立山町四谷尾集落協定（平成14年度～）

- ・平成15年度に集落営農組織を設立し、機械の共同利用や効率的な農作業を継続的に実施している。（平成27年に法人化）
- ・都市住民との交流促進のため、サツマイモの植付けや収穫を行う体験農園を開設するなど、地域の活性化に向けた取組みを積極的に行っている。
- ・平成30年度からは、小規模・高齢化集落支援加算を活用し、自力で農業生産活動等が困難な状況である隣接集落の農地を協定に取り込み、活動を強化している。



〔体験農業の様子〕



〔農道の維持修繕〕

【超急傾斜農地保全管理】

いかに

○氷見市五十谷集落協定（平成12年度～）

- ・過去の地すべり災害により、ほとんどの家屋が被害を受けたため、多くの住民が集落を離れて市街地に移住し、通勤農業を行っている。協定参加者は少ないながらも、役割分担を明確にするなど協力し合い、愛着をもって農地保全に取り組んでいる。
- ・超急傾斜農地保全管理加算の取組として、超急傾斜の農地で栽培された特別栽培米等のPRをするため、市のイベント等でパネル展示を行っている。
- ・近年、イノシシによる被害が多発し、協定参加者が一丸となって電気柵の設置、草刈りの実施、捕獲檻の管理等に努めている。



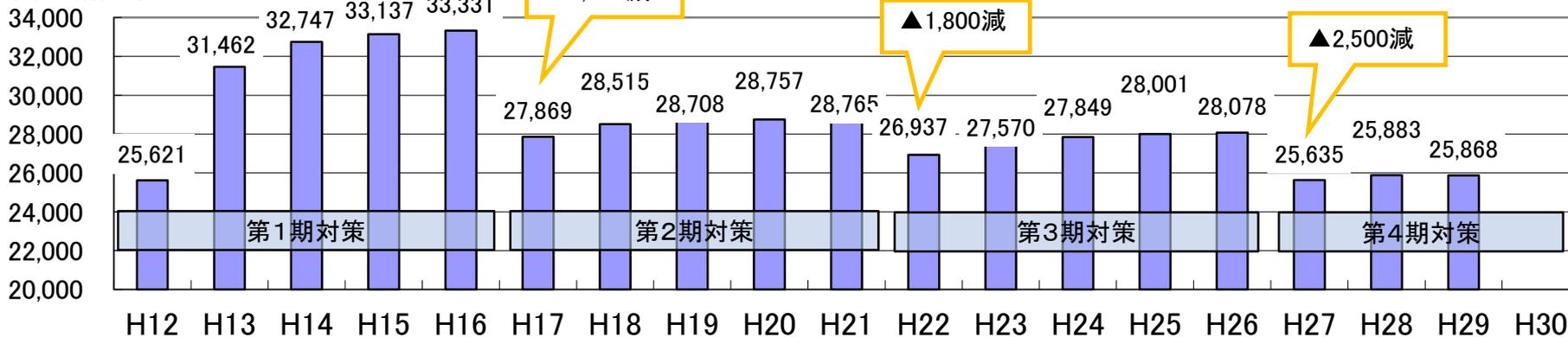
〔イベントにおける超急傾斜地農業のPR〕

2 実施状況と平成31年度の取組方針

(1) これまでの取組み状況(全国・県内)

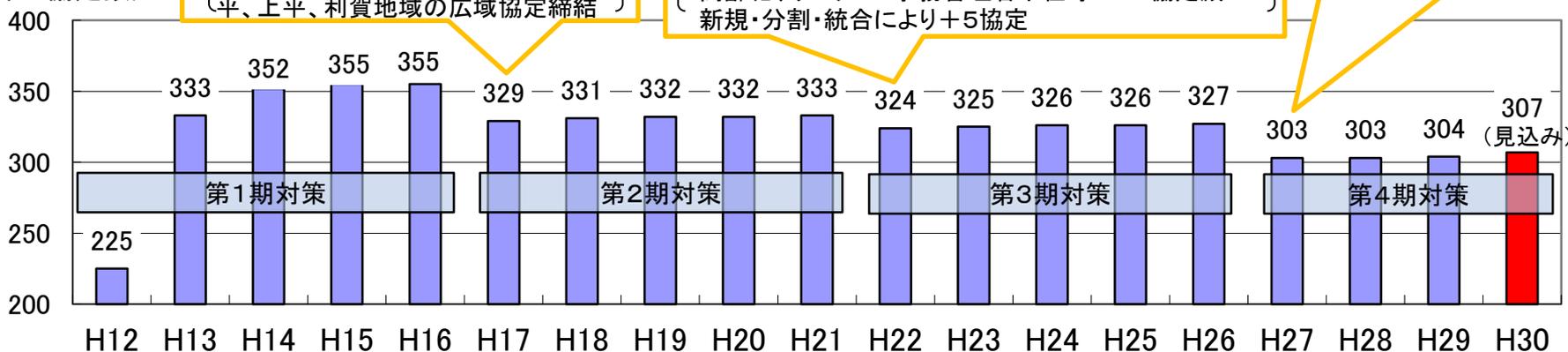
中山間地域等直接支払制度 全国協定数

(単位:協定数)



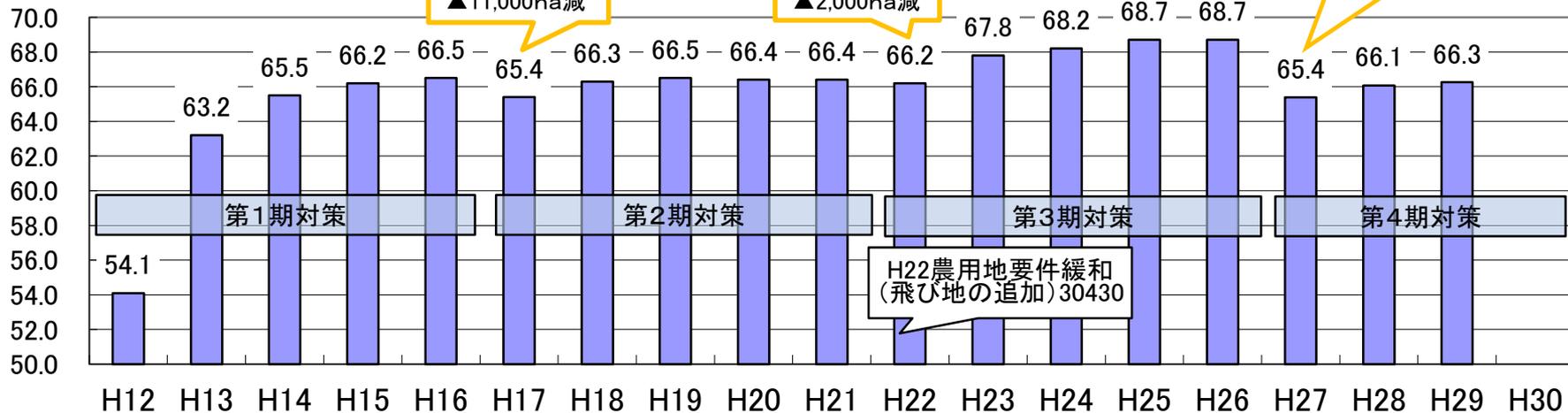
中山間地域等直接支払制度 県内協定数

(単位:協定数)



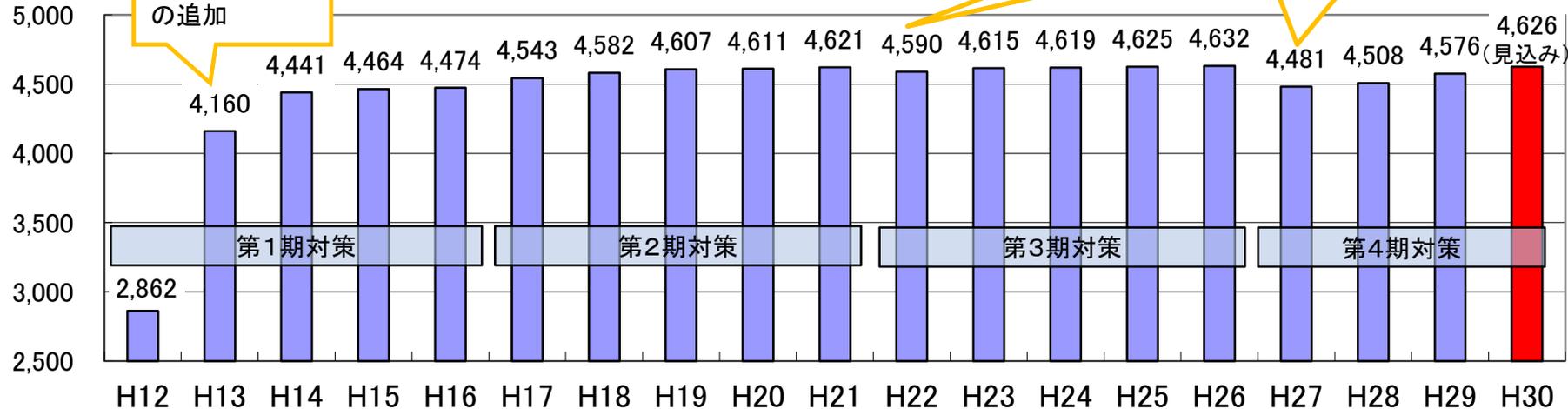
中山間地域等直接支払制度 全国交付面積

(単位: ha)



中山間地域等直接支払制度 県内交付面積

(単位: ha)



(2) 第4期対策の実施状況(第3期最終年度より)

市町村	第3期対策(平成26年度)				第4期対策(平成27年度)				第4期対策(平成30年度)					実施率 【b/a】
	対象農 用地面 積 (ha)	協 定 数	集 落 数	交 付 面 積 (ha)	対象農 用地面 積 (ha)	協 定 数	集 落 数	交 付 面 積 (ha)	対象農 用地面 積 【a】	協 定 数	集 落 数	交 付 面 積 【b】 (ha)	H30 -H27 交 付 面 積 の 増 減	
富山市	1,488	102	119	1,289	1,486	81	102	1,198	1,486	81	102	1,211	+13	82%
高岡市	132	9	9	96	132	9	9	94	132	9	9	94	0	71%
魚津市	393	23	24	373	393	24	24	357	393	24	24	359	+2	91%
氷見市	510	41	44	396	518	38	41	357	609	40	43	465	+108	76%
滑川市	375	14	14	360	375	14	14	361	377	14	14	362	+1	96%
黒部市	466	20	29	422	460	21	30	405	470	22	31	415	+10	88%
砺波市	180	20	20	140	180	19	20	133	180	19	20	133	0	74%
小矢部市	216	26	26	200	217	25	25	195	217	25	25	197	+2	91%
南砺市	1,098	50	88	1,015	1,098	50	88	1,022	1,105	51	89	1,026	+4	93%
上市町	128	8	9	110	128	8	9	103	128	8	9	104	1	81%
立山町	124	8	8	112	175	8	8	137	175	8	8	141	+4	80%
朝日町	124	6	6	119	122	6	6	119	122	6	6	119	0	97%
計	5,235	327	396	4,632	5,286	303	376	4,481	5,395	307	380	4,626	+145	86%

(3) 平成31年度(第4期対策の最終年度)の取組方針

(1) 第4期対策の開始時に協定締結できなかった農地への対応

- ・協定の継続締結を断念した集落については、周辺の協定との連携や外部から農村サポーターなどの募集等で、支援してもらえる人材の確保ができるよう、市町村とともに協定の再締結を目指す。
- ・新規協定締結に至っていない農地については、制度概要等について市町村とともに周知を図り、新規締結へ導く。

(2) 加算措置への対応

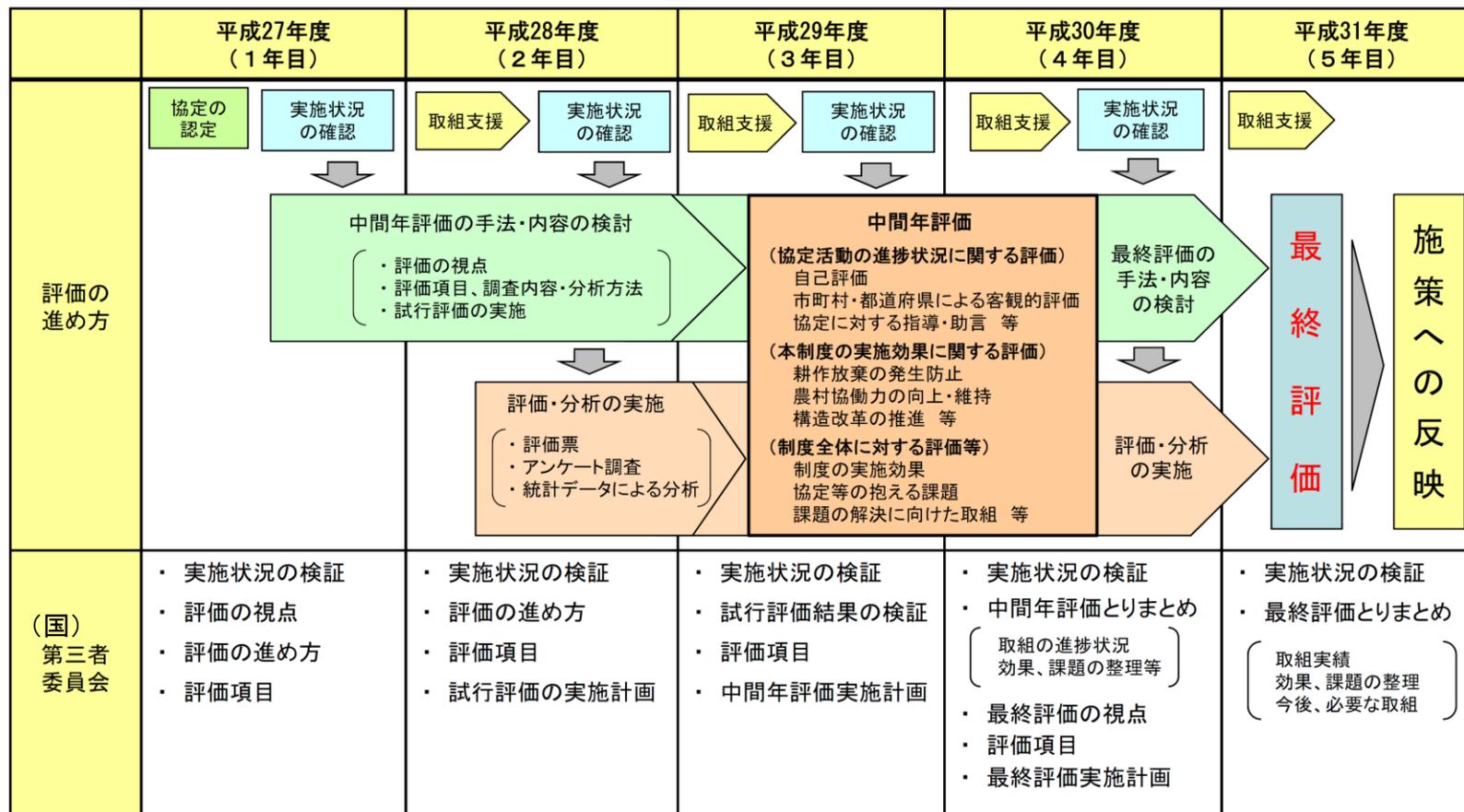
- ・特に、超急傾斜農地保全管理加算については、地域農作物のブランド化等による所得の増加に結び付くことから、要件を満たしている地域において適用を促す。
- ・次期対策(第5期)への円滑な移行を目的として、平成31年度予算(案)で制度拡充される予定の「地域営農体制緊急支援試行加算」の活用により、主要な政策課題に対して試行的な取組みを行うモデル地区への支援を行う予定。

- 人材活用体制整備型：新たな人材の確保・活用を進めるための取組や体制整備、それらを通じて担い手が営農に専念できる環境整備等を支援
- 集落機能強化型：主として営農を実施してきた集落が、地域の公的な役割も担う団体(地域運営組織等)を設立するなど、集落機能を強化する取組を支援
- スマート農業推進型：省力化技術を導入した営農活動や農地、施設の管理等、少人数で効率的に営農を継続できる環境整備を支援

4 第4期対策における最終評価について

(評価の仕組みと最終評価の目的)

- 中山間地域等直接支払制度においては、協定における目標達成に向けた全体的な実施状況等を評価し、取組が不十分な協定に対しては、改善に向けた指導・助言を行い制度の実施効果を確保するとともに、実施状況・効果を踏まえた今後の施策検討のため、対策の中間年に中間年評価、**最終年に最終評価を実施。**
- 国は、実施要領第13の4に基づき都道府県知事の報告を受け中立的な第三者機関において交付金に係る効果等を検討し、評価するとともに、**効果と課題を踏まえ、制度全体の見直しを実施。**

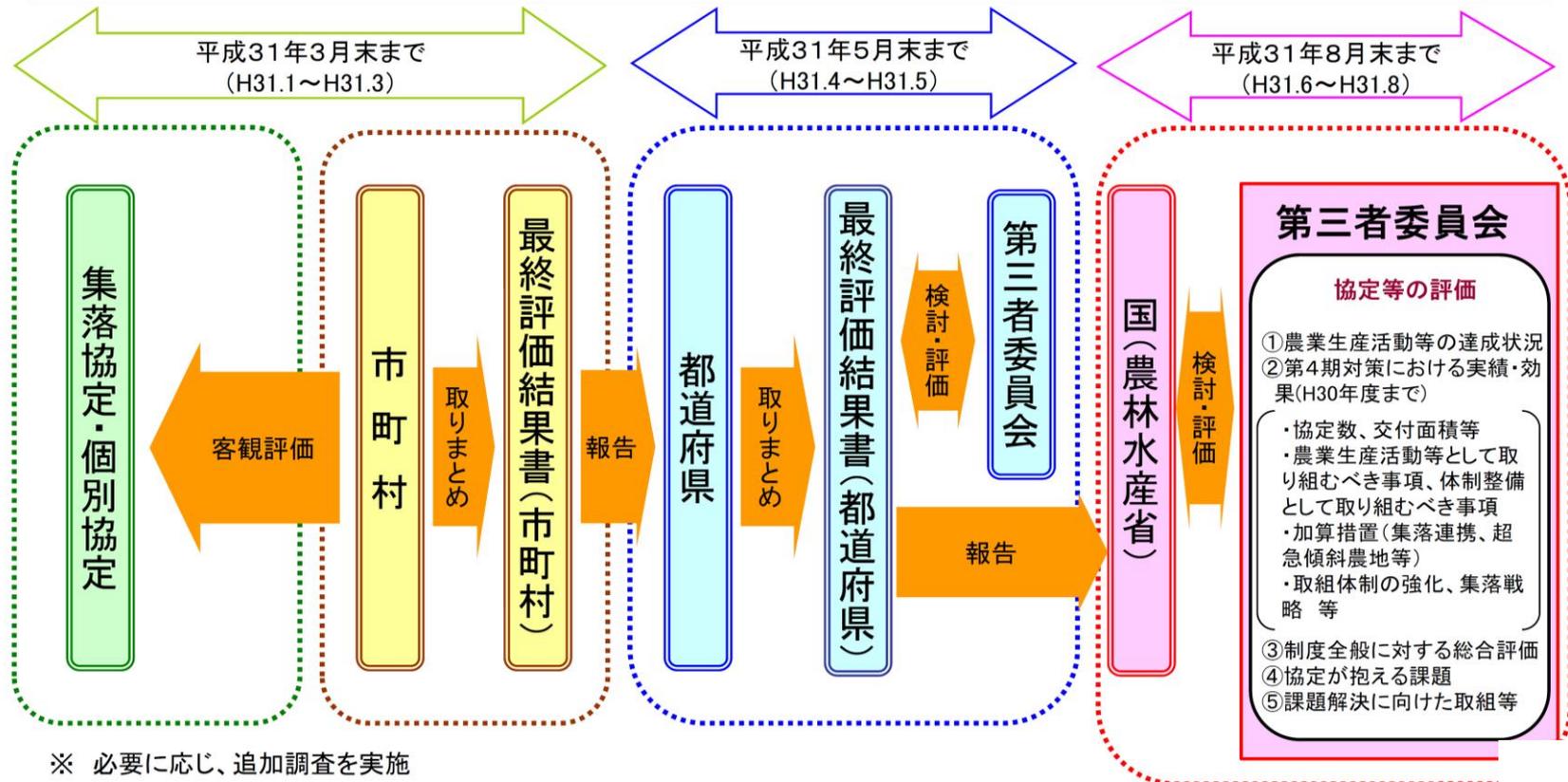


4 第4期対策における最終評価について

(最終評価の調査方法)

(1) 中山間地域等直接支払制度(第4期対策)最終評価の流れ(案)

- 市町村は、協定活動の達成状況や取組の効果等を客観的に評価。評価結果(最終評価結果書)を都道府県に報告。
- 都道府県は、市町村の評価結果を都道府県第三者委員会で検討・評価した上で、都道府県全域における効果、課題、課題解決に向けた取組等を取りまとめた「都道府県最終評価結果書」を国に報告。
- 国には都道府県段階における評価結果等を第三者委員会で検討・評価し、全国的、大局的な視点から第4期対策の効果、課題、制度のあり方等の評価結果を取りまとめ。



※ 必要に応じ、追加調査を実施